

住宅用省エネルギー設備等 設置費の補助

住宅用省エネルギー設備等を設置した方に、予算の範囲内で設置費用の一部を補助します。対象の方は申請ください。

▼申込締切 令和3年3月4日(木)
※市役所閉庁日を除きます。
※予算額に達し次第締め切り。
▼対象
・太陽光発電システム
(最大出力1kW当たり2万円 上限9万円)
・定置用リチウムイオン蓄電システム(上限10万円)

①一定の要件を満たした太陽光発電システム等を設置した住宅(本市内の区域内の住宅であつて、居住部分の面積が2分の1以上である併用住宅を含み、賃貸住宅・集合住宅を除く)に自ら居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方であること。

②対象となる太陽光発電システムの設置工事に係る着工日が、令和2年4月1日以降であること(太陽光発電システム等の設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること)。

レジ袋が有料化されました

プラスチックは、非常に便利な素材ですが、一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

7月1日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うことと

なりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本来に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。



皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩くなど、できるところからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

▼申請方法 太陽光発電システム等の設置後に、所定の交付申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて申請してください(郵送不可)。

詳細は問い合わせください。
圏・圏地域づくり課環境対策班
 ☎0475(70)0386

地震への備え 山武郡市3市3町合同 シェイクアウト訓練を実施

この訓練は、家庭で、学校で、職場で地震が起きたとき、どう対処し、どう行動するかを実施する訓練です。

訓練日時に合わせて同時に安全行動を確認することで、防災について考える機会となり、効果的な防災訓練と防災啓発につながることを目的としています。

▶日時=9月1日(火)10時から1分間
▶内容=市防災行政無線の放送を合図に、3つの安全行動(姿勢を低く、頭を守り、動かない)を1分間行います。

3つの安全行動



※訓練開始を防災行政無線でお知らせします。

圏安全対策課消防防災班
☎0475(70)0303

ごみの出し方に注意!

ご家庭から排出されるごみについて、市民の皆さんから、「指定されたごみ袋に入れないで置かれている」、「ごみ袋からはみ出している」、「分別されていないごみが置かれている」といった、ごみ出しのルール・マナー違反に関する相談が多く寄せられます。

ごみの迷惑とならないよう、ごみ出しルールをしっかりと守りましょう。
 なお、ごみは必ず収集日の朝8時までに集積所に出してください。収集後に出されたごみは、収集できませんので、ご協力をお願いします。

方の迷惑とならないよう、ごみ出しルールをしっかりと守りましょう。
圏地域づくり課環境対策班
 ☎0475(70)0386

被災住宅の修繕緊急支援補助制度

令和元年台風15号、台風19号、および10月25日の大雨により、お住まいの住宅が「一部損壊(罹災証明による)」の被害を受けた方に対し、修繕工事費用の一部を補助します。

▼対象となる建物 自己が居住する住宅
 ▼対象となる工事 屋根や外壁等の修繕に30万円以上要するもの
 ▼補助額 対象となる工事費の20%(最大50万円を限度)
 ▼対象とならないもの
 ・対象工事費30万円未満のもの
 ・倉庫、小屋、物置、カーポート、外構、家具、家電等
 詳細は問い合わせください。

※現時点では特段の申請期限はありませんが、国・県の制度終了と共に、終了する予定ですので、早めの申請をお願いします。
圏・圏都市整備課営繕室
 ☎0475(70)0366

空き地の雑草は定期的に除去を

空き地に雑草が茂っていると、周囲の景観を損なう上、やぶ蚊やハエなどの害虫の発生源になったり、ごみの不法投棄を招いたりして、周辺に住んでいる皆さんに迷惑が掛かります。また、歩道や車道に雑草がはみ出すと、人や自転車、車の通行の妨げとなり危険です。

空き地を所有・管理されている方は、定期的に草刈りなどを行いましょう。

圏地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386

光化学スモッグ注意報等の発令とPM2.5高濃度時の注意喚起

県では、光化学スモッグやPM2.5の発生に伴う被害を防止するため、オキシダント濃度やPM2.5濃度が高濃度となった場合の大气汚染緊急時対策を実施しています。光化学スモッグ注意報等の発令やPM2.5高濃度時の注意喚起があった場合は、防災行政無線でお知らせしますので、①外出を控える、②窓を閉めて外気を入れない、③屋外での激しい運動は避けるなどを心掛けてください。

圏県庁環境生活部テレホンセンター
☎043(223)0551

こちらは消費生活センターです!

「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意

〈事例〉
 来訪した事業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で負担なく修理ができる」と言われたので、数年前の大雪でベランダの屋根がゆがんだことを話すと、調査員を手配すると言うので申込書にサインした。申込書をよく見たら「保険金額が見積金額より安く工事が困難な場合は、30%の手数料を払う」と記載されていた。手数料の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめた。

〈ひとことアドバイス〉
 自然災害による住宅修理について「保険金を使える」と勧誘されても、損害保険金がいかに支払われるのか、また、そもそも保険金が出るとどう分かりますか。まずは自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理が出来るかどうか分かります。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、

家族や周りの人にも相談しましょう。不安に思ったときは、早めに消費生活センター等にご相談ください。

〈消費者へのアドバイス〉
 一般に、損害保険とは、火災や自然災害など一定の偶発の事故によって住宅等に生じた損害に応じて保険金を支払う保険のことをいいます。したがって、経年劣化による住宅の損傷は、自然災害などの事故による損害ではないので、保険金支払いの対象とはなりません。なお、保険金請求サポート契約の手数料は、自然災害などの事故によって生じた損害とはいえないことから、損害保険の補償の対象とはなりません。〈参考資料：国民生活センター見守り新鮮情報 第322号、国民生活センター報道発表資料より〉

◆消費生活センター
 ▶相談日時=祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金)10時~12時、13時~16時
 ▶会場=中央公民館1階相談室
 ▶相談電話=0475(70)0344
圏地域づくり課市民協働推進班
 ☎0475(70)0342

道路上に動物の死骸を見付いたら

道路上にある動物の死骸は、発見場所により連絡先が異なります。連絡の際は、詳しい場所(地番や道路のどちら側等)、死骸の種類、特徴(色や状況、犬の場合は首輪の有無)などをお伝えください。私有地や私道の場合は、土地の管理者の責任で処理してください(県や市では処理できません)。

◆連絡先
 ▶国道・県道=山武土木事務所 ☎0475(54)1132
 ※夜間・休日の場合 ☎0475(54)1131
 ▶市道=地域づくり課環境対策班 ☎0475(70)0386
 ※夜間・休日の場合 ☎0475(70)0300
圏地域づくり課環境対策班 ☎0475(70)0386